

確定申告書が郵送で届いている方へ ～はがきでお知らせしています～

平成29年分の確定申告から申告書等用紙の送付を一部省略しています。平成28年分の「所得税及び復興特別所得税」または「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の相談会場で提出した方には、「確定申告のお知らせ」のはがきが送付されます。

■はがきのみ送付となる方

- ・税理士会による無料申告相談会場
- ・地方公共団体による申告相談会場
- ・青色申告会による相談会場

申告が必要な方



平成29年中に所得があった方

平成30年1月1日現在、那須町に住所があり、平成29年中に、次に該当する収入（所得）や控除がある方は申告が必要です。

- ・事業所得（営業・農業）、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得等がある方
- ・給与所得者で給与以外の所得がある方、または2力所以上から給与を受けた方
- ・給与所得者で年末調整を受けなかった方（中途退職された方等）
- ・給与所得者で、年末調整では控除できない医療費控除や住宅借入金等特別控除等を受ける方

公的年金を受給している方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、公的年金の源泉徴収票に記載されていない次の各種控除を受ける方は町県民税の申告が必要です

- ・年金天引き以外で支払った社会保険料（国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等）がある方
- ・生命保険料や地震保険料を支払った方
- ・配偶者や扶養親族の控除をする方
- ・本人または控除対象配偶者、扶養親族が障害者手帳を持っている方
- ・寡婦もしくは寡夫の方（寡夫は扶養親族である子がいる場合）
- ・医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除をする方等
- ※申告がない場合、町県民税が高く計算されることがあります。

所得（収入）がなくても町県民税の申告が必要な方

所得がない人の申告は、本庁税務課または各支所です時受け付けています。次に該当する方は所得がなかったことを申告してください。

- ・児童手当等の各種手当または給付金を受ける方や、国民年金の免除申請をする方
- ・所得証明書や非課税証明書が必要な方（会社の社会保険の被扶養者になつている方等）
- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方等

※所得が一定額以下の場合、国民健康保険税の軽減措置の適用がある

りますが、申告がないと受けることができません。

申告が必要か分からない方

申告が必要かどうか確認したい方は、給与や公的年金の源泉徴収票をお手元にご用意のうえ、お問い合わせください。

申告に必要なもの

○確定申告書、収支内訳書、はがき（税務署から事前に送付を受けた方のみ）

○マイナンバーカードまたは番号確認書類（通知カード、マイナンバーが記載されている住民票）

○十身元確認書類（運転免許証等）

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についても、マイナンバーの記載が必要です。

ただし、番号確認書類及び身元確認書類の添付は必要ありません。

○給与・公的年金等の平成29年分の源泉徴収票や、事業所得に伴う支払調書（コピー不可）

※源泉徴収票を紛失した場合は、申告までに給与や年金の支払者に再発行してもらってください。

○各種控除証明書（生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料・個人年金保険料・社会保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・農業者年金保険料等）

○障害者手帳または障害者控除対象者認定書（本人または家族で障害者控除の適用を受ける方）

○印鑑

○申告者本人の預金通帳（所得税の還付を受ける方や、新規に口座振替を申込む方は通帳と通帳印が必要です）

○その他関係書類（申告の内容により添付書類がそれぞれ異なりますので、事前にご確認ください）

注意事項



申告相談会場は大変混み合います。領収書等はあらかじめ自宅で集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。また、申告に必要な書類が揃っていないと、正しい税額を計算することができません。日頃から必要書類の整理・保管を心がけましょう。

▼事業所得（営業・農業）、不動産所得

・収支計算の基礎となる領収書、帳簿等を必ず整理記帳して、お持ちください。

・収入や経費等を記帳していない方は、ご自身で計算した後に申告を受けていただくこととなります。

・平成26年1月からすべての事業（営業・農業）所得者、不動産